

条例第3条第1項基準チェック表（第1表-①）

法人名	特定非営利活動法人ノンラベル
-----	----------------

【第2号】

特定非営利活動法人として、申出の日が属する事業年度の直前に終了した事業年度の末日からさかのぼって2年以上継続して特定非営利活動を行っていること。

実績判定期間内の各事業年度

実績判定期間		平成22年4月1日から平成24年3月31日まで	
実績判定期間内の各事業年度	㉑	年 月 日から	年 月 日まで
	㉒	年 月 日から	年 月 日まで
	㉓	年 月 日から	年 月 日まで
	㉔	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	
	㉕	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	

【第6号】

(ア) 又は (イ) のいずれかに適合すること。(適合するいずれかについて記入してください。)

(ア) 特定非営利活動に係る事業費の金額が150万円以上（年平均）

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計 (①)
特定非営利活動に係る事業費				35,230,385	36,426,317	71,656,702 円

㉑から㉕までの合計月数 (※㉑)	24月
------------------	-----

年平均の事業費の金額 (① × 12 ÷ ㉑ ≥ 150万円)	35,828,351円
---------------------------------	-------------

(イ) 会員数が50名以上（事業年度平均）

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計 (②)
会員の人数						人

㉑から㉕までの事業年度の合計数 (※㉑)	
----------------------	--

事業年度平均の会員の人数 (② ÷ ㉑ ≥ 50人)	人
----------------------------	---

* 会員名簿及び会員の人数の算出根拠を示す書類を添付してください。

条例第3条第1項基準チェック表（第1表-②）

法人名	特定非営利活動法人ノンラベル
-----	----------------

【第7号】

(ア) 又は (イ) のいずれかに適合すること。(適合するいずれかについて記入してください。)

(ア) 寄附者の人数が50人以上かつ寄附金額の合計額が15万円以上（年平均）

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計
寄附者の人数						人 (㉖)
寄附金額の合計額						円 (㉗)

㉑から㉕までの合計月数 (※㉘)	月
------------------	---

年平均の寄附者の人数 (㉖ × 12 ÷ ㉘ ≥ 50人)	人
年平均の寄附金の金額 (㉗ × 12 ÷ ㉘ ≥ 15万円)	円

* 寄附者名簿及び寄附金額の算出根拠を示す書類を添付してください。

(イ) 無償の労力の提供等の延べ活動時間数が200時間以上（年平均）

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計 (㉙)
延べ活動時間数				312	319	631時間

㉑から㉕までの合計月数 (※㉚)	24月
------------------	-----

年平均の延べ活動時間数 (㉙ × 12 ÷ ㉚ ≥ 200時間)	351, 5時間
------------------------------------	----------

* 無償労力提供者名簿及び延べ活動時間数の算出根拠を示す書類を添付してください。

条例第3条第1項基準チェック表（第1表-③）

法人名	特定非営利活動法人ノンラベル
-----	----------------

	記入欄		
【第8号】 実績判定期間 における地域 の課題の解決 に資する特定 非営利活動の 実績	<p>昨今、不登校、ひきこもり、就労不能もしくは就労継続困難者には、自閉症スペクトラム障害が要因の一つと判断出来るケースが増加しています。その方々の相談を13年間に渡って受け、支援を提供してきました（延べ相談件数3000件以上）。自閉症スペクトラム障害のためにご本人単独では一般企業への就職が困難な方について、京都府内及び関西地区の一般企業に向けて、自閉症スペクトラム障害特性を積極的に理解して雇用を促進していただけるよう、様々な活動をしています。これにより地域の若年失業者の就業を支援すると同時に、定型者よりも明らかに自閉症スペクトラム障害特性を持つ方が得意とする分野において、地元企業が優秀な人材を確保できるよう貢献しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市内の出版社（クリエイツかもがわ様）の協力により、自閉症スペクトラム障害特性の内容や具体的対応法を説明した書籍（「パスポートは特性理解」他）を発行し、また地元企業でもあるクリエイツかもがわ様に利用者3名が直接雇用されています。 ・各種包装作業やDM発送先データ入力等、京都市内の地元企業の下請作業を、ノンラベル内で障害者自立支援法に基づく就労継続支援サービスを利用して、毎日十数名が携わっています。 <p>現在、上記以外の地元企業との提携により新たに京都市内に作業場を設けて作業量を増やし、一人でも多くの人材が就労のための訓練ができるよう計画を進めています。一方でアスペルガー支援者養成講座開催や書籍発行を継続し、地元企業の経営者や従業員の方に自閉症スペクトラム障害に対する理解を更に深めていただく活動を行ってまいります。 *課題の解決に資するものであることを示す書類を添付してください。</p>		
【第9号】 実績判定期間 における他団 体との協働又 は支持若しく は助成の実績		実績（有の場合その期間）	協働・支持団体名
	他団体との協働事業	有（平成22年度～23年度）・無	大阪保健福祉専門学校（現場実習）
	民間助成金	有（平成23年度）・無	京都新聞社会福祉事業団
	行政補助金	有（平成22年度～23年度）・無	京都府青少年課、京都府商工部（委託事業） 厚生労働省（委託事業） 京都府産業課（雇用一時金）
	表彰歴	有（ ）無	
	その他	有（平成22年度～23年度）・無	全国自治体・社会福祉協議会からの講演依頼等
*協働関係又は支持の実績を示す書類及び協働・支持団体の役員名簿を添付してください。			

条例第3条第1項基準チェック表（第1表-④）

法人名	特定非営利活動法人ノンラベル
-----	----------------

【第1号】 市内に有する事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所 京都市南区久世川原町115番地 ・その他の事務所（従たる事務所） 現在なし
【第3号】 インターネットの利用等による当該申出法人に関する規則で定める情報の公開	<p>公開方法・場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの利用 (URL : http://nonlabel.net) ・その他 ()
【第4号】 寄附金を充当する予定の特定非営利活動を実施することができる運営組織	<p>① 定款に定める意思決定の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> 総会の議決 <input checked="" type="radio"/> 理事会の議決 ・その他 () <p>② 当該特定非営利活動を行うための体制 運営に関する重要事項として総会の決議を経た後、理事会において総会決議事項の執行に関する事項を決議する。</p> <p>* 定款に定める手続を経て意思決定を行ったことを示す書類（会議録等）及び当該特定非営利活動を行うための体制を示す書類を提示ください。</p>

(注意事項)

・条例第3条第1項基準チェック表（第1表-④）は、条例第11条第1項に基づく書類（事業報告書等提出書類）の提出時においても第3号及び第4号に係る基準について記載及び添付する必要があります。